

□ 日時

平成 25 年 10 月 30 日（水） 10 時 00 分から 12 時 00 分まで

□ 場所

長野県庁議会増築棟 第 1 特別会議室

□ 出席委員（氏名五十音順、敬称略）

小澤 吉則、関野 友憲、西澤 孝枝、根橋 美津人、水本 正俊

1 開会

（青木 隆 産業政策課企画幹兼課長補佐）

平成 25 年度長野県中小企業振興審議会第 1 回条例検討部会を開会する。

本日は本部会の 5 名全ての委員の皆様にご出席いただいているため、本会議は長野県中小企業振興審議会条例第 8 条第 5 項の規定により準用する第 6 条第 2 項の規定による過半数の定足数を満たし、成立していることを報告申し上げます。

2 商工労働部長挨拶

（太田 寛 商工労働部長）

皆様におかれてはお忙しい中、本年度 1 回目、通算 3 回目の条例検討部会にお集まりいただき御礼申し上げます。

今御検討いただいている中小企業の振興に関する条例は、6 月に開催した中小企業振興審議会において、それまでの部会での検討結果を踏まえた骨子案を示し、委員の皆様から御意見をいただいた。その後 7 月にはパブリックコメントや地域別意見聴取会を行い、県民、企業、団体の皆様から多くの御意見を賜り、条例骨子案の検討を進めてきた。

今回は、後ほど担当課長から御説明申し上げますが、今までいただいた様々な御意見を踏まえ、素案という形で、条文の形式で、また前回まではなかった前文も含めた形で事務局案をお示しして皆様の御意見を賜りたい。

2 時間という時間であるが、是非、活発な御意見、貴重な御意見を賜りたい。

3 議事

（議長：小澤 吉則 部会長）

今日は条文の素案の審議ということでお願いしたい。中身にはパブコメや各団体の意見を盛り込んであり、また前回は前文が空白だったが、今回は盛り込まれている。今後のスケジュールも含めて、事務局から説明をお願いする。

（1）中小企業の振興に関する条例の条文素案について

○ 吉澤 猛 産業政策課長兼次世代産業集積室長が資料 1 から資料 9 により、パブリックコメント等に寄せられた意見の概要や条文素案への反映に向けた検討結果、今後のスケジュール等を説

明した。

(議長：小澤 吉則 部会長)

量が多いので、区切って御意見をいただいた方がよいと思う。まず名称について、次に前文について、3番目に条文素案について、さらにこの条文素案の中も4つに分けて御意見をいただきたい。

まず、全体を通じての御質問いかが。(各委員から質問なし)

では、名称について、いろんな名称があるということ。長野県の場合は、多くの県の事例を踏まえた上で、「長野県」「中小企業」「振興」「条例」という言葉を入れたいということで、「長野県中小企業振興条例」という案であるが、これについていかがか。

(関野 友憲 委員)

名称はすごく大事だと思う。今回の条例は、今まで県が作った条例とはニュアンスが違うと思っている。理念型の条例であるということ。これまでの規制型の条例とは違って、中小企業のあるべき姿、理念型の条例であるという思いを込めて、「基本」という語を入れることによって、従来の条例とは違うという思いを出したらどうか。「長野県中小企業振興基本条例」でいかがか。

(根橋 美津人 委員)

この条例から様々な施策に展開していくということからすると、この条例が理念の基本になると思うので、基本条例ということを出しておいて、これが中心で様々な施策に展開していくところをイメージさせた方がよい。

(水本 正俊 委員)

逆に「基本」をとった理由は何か。「基本」を使っている団体が多いようだが。

(吉澤 猛 産業政策課長兼次世代産業集積室長)

不可欠な要素が何かという議論をし、「長野県」「中小企業」「振興」、これは「活性化」よりも「振興」の方がよいのではないかということ、後は「条例」ということで、これをシンプルに結びつけた。「基本」については、どうしても入れるという議論は事務局段階ではしていないが、委員の意見を踏まえフレキシブルに考えたい。

(西澤 孝枝 委員)

やはり「基本」というところはもう1回議論、検討していただければと思う。

(小澤 吉則 部会長)

理念条例である故、「基本」条例とした方がよいのでは、というのが、部会のおおよその方向性ということで、審議願いたい。

それでは2番目の議題に移りたい。前文ということで、他の前文よりもかなり熱い思いを込めて1009文字とのこと。様々な意見を前文に盛り込むことによって思いを実現しているということだが、これについて御意見いかがか。

(根橋 美津人 委員)

様々な意見を盛り込んで前文にまとめていただいていると思うが、中小企業の発展には経営者の視点が非常に大きいという気がする。中小企業の発展には、そこに生き生きと働く場がないと、なかなかそうしたものにつながらないし、地域社会発展の源泉となるべき中小企業の発展なので、その中に「活力」とか「活性化」とかいう言葉がどこかに入ればいいと、率直に働く立場から考えたところ。

そうした視点で行くと、「一人ひとりの能力を発揮し、働き続けることができる社会」とあるが、ここに「生き生きと働き続けることが」といった文言を盛り込んでいただければと思う。

(西澤 孝枝 委員)

様々なところから意見を吸い上げ、時間を要して前文を作ったことに敬意を表したい。前文全てに力が入っていると思うが、中でもここが一押し、ここは自信がある、という一文を敢えて挙げるとしたらどこか。

(吉澤 猛 産業政策課長兼次世代産業集積室長)

「中小企業の挑戦の・・・違いない」というところ。

(西澤 孝枝 委員)

そこは私もすごく好きで感動した一文だが、その後、よい形で「中小企業のさらなる発展の先には…」と続き、「創意工夫と取組の中から」の後、ソーシャルビジネスにかかっていくが、少しその部分で薄まってしまう感じがする。

様々な創意工夫と取組でいったん切って、「また、その中から」とした方がよい。

「様々な創意工夫と取組が期待できる。また、…」と別立ての方が、前の前文が薄まらずに力強さが出て、NPOやソーシャルビジネスを新たに立ち上げた方が前文としてはよいと思う。

最後の「明日への希望を持ち」も好きで、経営者としては希望を持って前に進むしかないので、こんな形で力強く締めていただくのはよいと思う。

根橋委員の言うように、経営者としては労働者に生き生きと働いていただく中で会社を良くしていくということが大切で、会社は人材が命なので、「生き生きと」という一言はとてもよいと思う。素晴らしい前文ができたと思う。さらに研ぎ澄ませてブラッシュアップしていただければと思う。

(議長：小澤 吉則 部会長)

いろんな思いを込めて文章が長くなったが、場合によっては短い方がわかりやすいという御意見だと思うので、また検討願いたい。

(関野 友憲 委員)

立派な前文ができた。パブコメや意見聴取会の意見を反映してもらったという感じがする。前文なので未来志向でありがたいと思うが、ただ、この後続くいろんな施策にどのようにつながっていくのかを考えてみたい。少し気になるのが、前文の中で製造業をはじめ観光とかいろんな地域の産業について述べているが、いざ県の施策の実施となると、縦割りなのでなかなか難しいという話がある。前文でせっかく中小企業は縦割りでないと言っているのに、施策になると縦割り

だから垣根が高くて難しいという話があるが、ここは施策の整合性を高める上で検討願いたい。

(吉澤 猛 産業政策課長兼次世代産業集積室長)

県は今、組織改正を検討しており、商工労働部については今の案では「産業労働部」ということで、農業、林業、建設業、観光業等、他の部局と連携を深めるということが組織改正でも意図されているので、委員ご指摘のとおり、施策の実施に当たっては縦割りをなるべく排除し、総合的な形で進めて行けるよう努力してまいりたい。

(水本 正俊 委員)

「今、大きな社会経済情勢の変化の中で」は、どこに続くのか。

(吉澤 猛 産業政策課長兼次世代産業集積室長)

これがそのまま「本県の中小企業は、」につながる。

社会情勢の変化を詳しく述べれば少子高齢化、消費者ニーズの多様化、グローバル経済化などになる。非常に厳しいというフレーズが入ることになるが、それは全国共通であるということと、既に未来に向けた表現が長くなっているところで、ここは接頭語という形だけにしたらどうかと考えているところ。

(水本 正俊 委員)

それで十分だと思う。そうは言っても前文が長すぎるというイメージがあったので。

あと、中小企業はもっとこうなってほしいという意見もここに混ぜたらどうか。過去からどうだからというコメントになっているので。ただ、いろんな思いを入れると長くなると思うし、パブコメの意見も盛り込んであると思うが、何か言葉だけが踊っていてボケている感もあるので、できるだけもう少し短くできればと思う。

(議長：小澤 吉則 部会長)

次に素案の中身について。まずは目的から基本理念までについて意見いかが。

(水本 正俊 委員)

資料をもう少し早めに送付してほしい。

(関野 友憲 委員)

定義の中で、「中等教育学校」についてももう少し説明願いたい。

(吉澤 猛 産業政策課長兼次世代産業集積室長)

中等教育学校について説明した。

(西澤 孝枝 委員)

基本理念の第3条第4号で「年齢や性別に関わらず」とあるが、国籍についてはどうか。難しいければ入れなくてもよいが。

(吉澤 猛 産業政策課長兼次世代産業集積室長)

事務局としては「障害のある人もない人も」を加えたいと考えているが、国籍についても、誰でもというのが大切なので、どういう形をとれるか考えたい。県内には外国籍の県民の方も多く生活し、働いているという実態があるので、規定について検討しなければならないと思っている。

(根橋 美津人 委員)

「多様な雇用」の「多様な」というところは、ニュアンスとしてはわかるが、働き甲斐のある良質な雇用の創出ということを目指すべきではないかと思うので、そんな文言も検討願いたい。

(議長：小澤 吉則 部会長)

次に「関係者の役割」(第4条～第12条)について意見いかが。

(根橋 美津人 委員)

中小企業の発展に向けた労働団体の役割ということだが、働きやすい環境づくりというところに包含されると思うが、生き生きとした職場づくりのためには、労働者自身も、経営の安定、発展に向けて、経営の実態を共有しながら共に将来を語る関係になければいけないと考えている。

中小企業の発展に協力するとあるが、経営者と共に考えていくというようなことも検討していただければと思う。

(議長：小澤 吉則 部会長)

次に「県の施策の基本方針」(第13条～第23条)について意見いかが。

(関野 友憲 委員)

第14条の「創業の促進」というところで、創業を始めている人たちと話をしているのは、創業意欲は皆さん結構高いのだが、創業してもなかなか継続できないということの方が大きいのではないかという感じを最近持っている。

以前は創業するマインドが低いのではないかと思っていたが、最近の若者の動きを見ていると、創業する精神はあり、創業をし始めるのだが、2つの大きな問題を抱えているのではないかと。

1つは販路がつかめないということ、もう1つは資金が回らないということ。

「総合的な相談」という文言があるが、創業を支援するというのは緊急的なものであって、総合的ではなくもっとピンポイントでやらなければいけないものがあるのではないかと。

助走をつけて2～3年で立ち上がってもらわないといけないのではないかと。

通常の経営相談とは全く違うやり方がないと、ビジネスが成功のシナリオに向いていかないのではないかと。創業が減っている大きな原因の中にそういうことがあるのではないかとと思うので、御検討いただければと思う。

(水本 正俊 委員)

第16条第1号の「中小企業者の受注機会の増大」は非常に大事な項目だと思うが、ここで活字にして明記してしまっているのか。他の県の条例にも書かれているということで書いたと思うが、

そこまで県を縛ってしまっているのかという感じがするがいかがか。

(吉澤 猛 産業政策課長兼次世代産業集積室長)

中小企業者の受注機会の増大については、今まで県議会の中でも議論されており、中小企業の条例を作るのなら是非そこを重点化してほしいという要請もあるので、県としては、基本条例ではあるものの、施策の真ん中に据えるという姿勢を示し、その後の具体的な実行については各事業で工夫してまいりたい。他県の条例の場合は、後ろの施策の具体的な展開よりも前の方、すなわち基本方針や県の責務に規定している例も多いので、こちらの方にも一文入れた方がよいのではないかと考えているところ。

(太田 寛 商工労働部長)

今の水本委員の御意見への回答の補足として、ここではまず基本的な考えとして、中小企業の受注機会の増大を述べており、この後第 25 条の方で、改めて受注機会の増大ということで、イメージ的には、工事の発注や物品・役務の調達といった県が発注する業務について配慮を示していきたいという趣旨。

(議長：小澤 吉則 部会長)

県自身の仕事という説明であるが、中小企業振興センターのキャラバン隊やメッセなども含まれると考えてよいか。

(吉澤 猛 産業政策課長兼次世代産業集積室長)

それらについては第 18 条の「販路の拡大」の中で記載しているところ。

(根橋 美津人 委員)

第 20 条の「人材の育成」について、時代にあった教育機関や人材育成機関の施設・設備の充実を強調するとともに、周知をより拡大していかないと、各機関に御努力いただいているものの、就労を探している皆さんに的確な周知が行き渡っていないというところがあるので、そういうことも盛り込んでいただければと思う。

あと、第 23 条のところ、これはお願いであるが、「産学官金」をできれば「産学官金労」としていただければと思う。

(議長：小澤 吉則 部会長)

続いて「県の重点施策」(第 24 条～第 33 条)について意見いかが。

この条例も作りっぱなしではいけないので、第 32 条で意見の反映等について書かれているが、説明では、その役割は中小企業振興審議会です十分ではないかということで、私もこの審議会です十分だろうと思う。そのようなチェック機能の視点も加えて、是非御意見をお願いしたい。

(関野 友憲 委員)

チェック機能としての役割は確かにそれでよいと思うが、チェックよりも大事なことは、プロセスの中で多様な意見を聞きながら、進捗を図っていくこと。やったかやらないかのチェックで

はなく、基本条例に則って、多様な意見を入れながら施策が進んでいくというプロセスが大事だと思う。

今までは条例があつて、施策があつて、出来たか出来ないかという話だが、それだけでなくもっと未来志向でやろうとするのなら、例えば手弁当で県の職員も産業界の人も、将来に向けてごつくばらんにああでもないこうでもない議論するような、この条例の精神を踏まえて施策が進んでいくような、どうしたらうまく行くのか皆で知恵を出すような場づくりを考えていただくとありがたい。

(議長：小澤 吉則 部会長)

この条例が1つの機運になって、連携等に結びついていくことが重要だと思う。
他に御意見いかが。

(根橋 美津人 委員)

意見の中に市町村の関与という項目があるが、とりわけ企業の誘致や立地において、長野県全体としてどういう方向で誘致をするのかというところで市町村の関与は非常に重要と思う。

この関係団体の中に市町村も盛り込んでいけるような取り組みを検討いただきたい。

(水本 正俊 委員)

立派な条例ができたと思う。条例ができたから全て終わりということではなく、これからが始まりなので、いかにこれに基づいて中小企業の育成、活力を生み出していくかという実践的なところで、中小企業にもう少し近づいて、親身になってやってもらえれば、もっとよくなるのではないかと思う。パブコメのコメントも取り入れて、非常に努力の跡が見られるが、是非これが良い条例になればと思う。

それから1つ、最初にこの条例のネーミングで「基本」を入れるか否かという話があつたが、最近の条例の名称は「基本」が入っていないものが多いが、これは県の方で調査したものはあるか。

(吉澤 猛 産業政策課長兼次世代産業集積室長)

そこまではリサーチしていない。②で24年度から25年度にかけて整理した団体については確認させていただきたい。

(西澤 孝枝 委員)

大変素晴らしい条例の案ができたと思う。話が飛ぶが、県の支援を受けて企業経営をしているので、条例の文言と実際の支援を結びつけて話をしたい。例えば、定義の第2条第3項「中小企業団体等」とあるが、経営者協会をはじめテクノ財団、中小企業振興センターに支援いただいているが、中小企業団体中央会に今回ものづくり助成金を懇切丁寧にご指導いただいた。また、テクノ財団にも信州大学との共同研究のコーディネータとして舵をとっていただいている。それから第18条の販路拡大のところでは、11月にドイツのデュッセルドルフで行われる医療機器の展示会に、テクノ財団に支援いただき参加できるようになった。このように条例の内容と実際の支援が具体的に結びついているという現場の声を披露させていただいた。

(関野 友憲 委員)

全体を通じての話だが、中小企業振興条例の一番大きなところは中小企業が元気になるという話だが、具体的には、雇用を創出することと、中小企業が黒字を出すこと、この2つしかないように思う。我々中小企業家も、この条例が出来たことを真摯に受け止めていきたいと強く思っている。地域のまず雇用を守れるのかということを中心に考え、なおかつ企業が継続する基本である黒字経営を目指していけるのかというこの2つは、中小企業の条例ができたことにより、我々の責務がはっきりしてきたのではないかという気がする。

それから、県をはじめ関係団体の応援という側面があるが、基本は人と人が交流する「場づくり」をしてほしいと思う。中小企業支援、応援と言っているが、経営者は自主的に自立的に経営をしているわけで、基本的にできることは「場づくり」だと思う。そして「場づくり」とは、人と人が交流し、情報が交錯し、そこで化学反応を起こしていくというストーリーが大事ではないかと思っている。長く時間がかかるものも、すぐに出来るものもあろうかと思うが、我々も中小企業として、ブレないで努力してまいりたいと思っている。

(根橋 美津人 委員)

働く者の立場でこういう場に参加させていただいたことに感謝したい。やはり中小企業の発展に向けては、そこに働く人材の確保と、生き生きと働く場づくりだと思っている。

こうした条例が、ただ条例を出したということではなくて、この条例を通じてそれぞれの経営者とともに働く者の参加を促すものでなければならないと思っている。

この機会に、働く者の立場も主体的に関与できるような形で取り組みを進めていければと思っている。

(議長：小澤 吉則 部会長)

条例というと非常に大きな感じにとらえてしまうが、肝心なのは小さな現場が変わらないと意味がないということ各委員から言っていたのだと思う。

過去も様々な歴史を変えるときには「化学反応」が起きてきたが、どうも最近はその起きない。そういうものの一つの契機としてこの条例があり、その化学反応のための触媒は何だろうかということを探りながら、小さな場がイノベーションを起こす契機になれば、大変よい条例だととらえさせていただいた。

(青木 隆 産業政策課企画幹兼課長補佐)

長時間にわたり御審議をいただき感謝申し上げます。次第の「4 その他」について委員の皆様から意見があるか。(なし)

それでは閉会に当たり太田商工労働部長から、御礼を兼ねて御挨拶申し上げます。

(太田 寛 商工労働部長)

本日は長時間にわたり活発な御議論をいただき感謝申し上げます。

条文の素案ということで、今回初めて条文形式でお示したところ。

前回の部会、その後の審議会、そしてパブコメを通じて様々な御意見を伺い、素案を内部で検

討してきたが、今日の各委員のお話をお聞きし、私共では全く気が付かない視点からの意見が多数あり、条文の成文化に当たり大変参考になりありがたい。

今後、審議会の本会や、県の法規担当部署との調整などの事務手続を経て、来年2月議会での議決を賜り来年4月から条例を施行できるよう、鋭意取り組んでまいりたい。

繰り返しになるが、本日いただいた御意見を入れた形での修正を図りたい。また、本日言い足りなかった部分については、いつでもメール等で御意見を賜りたい。

以上、簡単ではあるが御礼のごあいさつとさせていただきます。

(青木 隆 産業政策課企画幹兼課長補佐)

次回の開催日程等については12月を予定しているが、おって事務局から連絡させていただく。
長野県中小企業振興審議会第2回条例検討部会を閉会する。